公益財団法人　お酒の科学財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、公益財団法人　お酒の科学財団と称し、英文では、Osake-no-Kagaku Foundation と表示する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を京都府相楽郡精華町に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当法人は、お酒に関する幅広い学術研究の発展をめざし、当該分野への研究の助成及び研究成果の普及等を行い、もってお酒と人、お酒と社会の良好な関係のあり方に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　お酒に関する科学的研究に対する助成

二　お酒と人、お酒と社会の良好な関係に寄与する研究成果の普及活動

三　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の拠出）

第５条　設立者は、附則６の財産を、当法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）

第６条　当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とし、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして現金３００万円を基本財産

とする。その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
２　基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（事業年度）
第７条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）
第８条　当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
一　事業報告
二　事業報告の附属明細書
三　貸借対照表
四　損益計算書（正味財産増減計算書）
五　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
六　財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
一　監査報告

二　理事及び監事並びに評議員の名簿
三　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
四　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第１０条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第四号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第１１条　当法人に、評議員３人以上９人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
一　各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
二　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(1)　国の機関

(2)　地方公共団体

(3)　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

(4)　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

(5)　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

(6)　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　当法人の評議員のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条　評議員に対して、各年度の総額が３０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができ

る。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構成）
第１５条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１６条　評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

（開催）
第１７条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招集権者）
第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
２　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

（招集の通知）
第１９条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。
２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）
第２０条　評議員会の議長は、あらかじめ評議員会において選定された評議員会長がこれにあたる。評議員会長は、評議員を代表し、評議員会を取りまとめ、議事を行う。
２　評議員会長に事故があるときは、あらかじめ評議員会の定めた順序により他の評議員がこれに代わる。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

一　監事の解任

二　役員等の責任の一部免除

三　定款の変更

四　基本財産の処分又は除外の承認

五　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第２２条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２３条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２４条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人がこれに署名又は記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２５条　当法人に、次の役員を置く。
　一　理事　３人以上１２人以内
　二　監事　２人以内
２　理事のうち１人を代表理事、１人又は２人を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任等）
第２６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、一般法人法上の代表理事を理事長、一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９１条第１項第二号の業務執行理事を専務理事とする。
３　当法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第２７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　第２５条第１項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第３０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
一　職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
二　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第３１条　理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

（取引の制限）
第３２条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
一　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
二　自己又は第三者のためにする当法人との取引
三　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３３条　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令に規定する額とする。

第７章　理事会

（構成）

第３４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３５条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一　当法人の業務執行の決定

二　理事の職務の執行の監督

三　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第３６条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

３　理事長は、理事会の開催日の５日前までに、理事及び監事に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

４　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第３７条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３９条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第２７条第３項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（運営）

第４１条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める。

第８章　その他の機関等

（委員会）

第４２条　当法人の事業の円滑な推進を図るため、次の委員会を設置する。

一　第４条第１項第一号に定める研究助成の公平適正な助成対象の選定を目的に、１人以上の理事及び２人以上の外部委員で構成される研究助成選考委員会を置く。

二　その他、評議員会並びに理事会の権限と責任を侵害しない範囲の目的で理事会の決議によって委員会を置くことができる。

２　委員会の委員は、理事会において選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（名誉理事）
第４３条　この法人に、任意の機関として名誉理事２０名以内を置くことができる。名誉理事は退任した理事より選任される。
２　名誉理事は、次の職務を行う。
一　理事長の相談に応じること
二　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
３　名誉理事の選任及び解任は、理事会において決議する。
４　名誉理事の報酬は、無償とする。

第９章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）
第４４条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１２条についても適用する。

（解散）
第４５条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４６条　当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益認定法第５条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４７条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第十七号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４８条　当法人の公告は、電子公告による。

２　事故その他やむを得ない理由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第１１章　補則

（細則）

第４９条　当法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等として権利の行使をする場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の３分の２以上の承認を要する。

一　配当の受領

二　株式無償割当ての受領

三　株主割当て増資への応募

四　株主宛配付書類の受領

附　則１

（施行日）

１　この定款は、当法人の成立の日から施行する。

（設立時の評議員）

２　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　　鳥井　信吾、猪木　武徳、松澤　佑次

（設立時の役員）

３　当法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事　　安井　正人

設立時理事　　安井　正人、青山　謙二郎、池嶋　健一、岡村　智教、
松下　幸生、小嶋　幸次、田中　潤

設立時監事　　石黒　訓、三浦　亮太

（最初の事業年度）

４　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和３年３月３１日までとする。

（設立者の名称及び所在地）

５　設立者の名称及び所在地は、次のとおりである。

所在地　大阪市北区堂島浜二丁目１番４０号

設立者　サントリーホールディングス株式会社

（財産の拠出及びその価額）

６　当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

現　金　　３００万円

（法令の準拠）

７　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

（設立時の主たる事務所の所在場所）

８　当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、京都府相楽郡精華町精華台八丁目１番地１とする。

附　則２

この定款の変更は、令和８年６月１０日から施行する。